

岐阜県公報

第千八百八十九号
平成十九年十月十九日

(金曜日)

目次

規則

岐阜県各種委員等の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部を改正する規則

(人事課) 七三九^ハ

告示

岐阜県公衆浴場又は旅館業に供する施設における浴槽水等の使用水に関する基準の一部改正

(生活衛生課) 七三九

道路の供用開始

(道路維持課) 七四〇

建築基準法に基づく道路の位置指定

(建築指導課) 七四〇

土岐市の区域内の町及び字の区域変更

(東濃振興局) 七四二

公示

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

(建設政策課) 七四二

指定自立支援医療機関の指定

(身体障害者更生相談所) 七四四

指定自立支援医療機関の変更届出

(同) 七四四

指定自立支援医療機関の指定辞退

(同) 七四五

正誤

道路の区域変更中訂正

(道路維持課) 七四五

規則

岐阜県各種委員等の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十月十九日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第八十七号

岐阜県各種委員等の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県各種委員等の報酬及び費用弁償の額に関する規則(昭和三十一年岐阜県規則第百四号)の一部を次のように改正する。

本則第二号の表宿日直業務専門職の項中「六、九〇〇円」を「七、〇〇〇円」に、「五、四〇〇円」を「五、五〇〇円」に、「三、四〇〇円」を「三、四五〇円」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

岐阜県告示第六百二号

岐阜県公衆浴場又は旅館業に供する施設における浴槽水等の使用水に関する基準(平成十四年岐阜県告示第百二十四号)の一部を次のように改正し、平成十九年十月二十日から適用する。

平成十九年十月十九日

岐阜県知事 古田 肇

別表第三一中「**33**」を「**55**」に改める。

岐阜県告示第六百三三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年十月十九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十月十九日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域又は決定の又は変更の又は告示年月日ほか）
県道	高神 富崎線	山県市岩佐字堀尻五番一地先 地内		一七〇	平成 一九・一〇・一九	平成 一九・二・一九

岐阜県告示第六百四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年十月十九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十月十九日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域又は決定の又は変更の又は告示年月日ほか）
県道	中野方線 宗方線	加茂郡八百津町福地字追分六 五三番九地先から 同郡同町同字進退六 三六番二七地先まで		六四三・〇	平成 一九・一〇・一九	平成 一九・二・一九

岐阜県告示第六百五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年十月十九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十月十九日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域又は決定の又は変更の又は告示年月日ほか）
県道	可土 児岐線	可児市大字羽崎字二町田三三 八番地先から 同市同字同二二五 〇番三三先まで		九七・四	平成 一九・一〇・一九	平成 一九・一〇・一九

岐阜県告示第六百六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二〇一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路

の位置を、建築事務所長が次のように指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五
年建設省令第四十号）第十条の規定により公告する。

平成十九年十月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜建築事務所

位 置	幅員 (メートル)	延 長 率 (メートル)	指 定 番 号	年 指 月 日 定
羽島市竹鼻町飯柄字東折戸七八六番 四	四・三	三・九	岐建築第一 三号の七	平成 一九・九・五
瑞穂市本田字五島田七九九番四	五・三	三・九	岐建築第一 三号の八	同 七・四
本巣郡北方町高屋条理三丁目一一 番四	四・〇	二・一五	岐建築第一 三号の九	同 七・二
瑞穂市穂積字高野一九三一番七	四・〇	二・〇〇	岐建築第一 三号の一〇	同 七・二
羽島市竹鼻町狐穴寺東一二六三番 四	四・五	三・九	岐建築第一 三号の一	同 八・二
瑞穂市古橋字長刀一七〇六番四	四・七	三・九	岐建築第一 三号の二	同 七・三
瑞穂市古橋字長刀一七〇七番四	五・二	三・五	岐建築第一 三号の三	同 八・六

西濃建築事務所

位 置	幅員 (メートル)	延 長 率 (メートル)	指 定 番 号	年 指 月 日 定
安八郡輪之内町南波字村西一三七番 四	五・〇	四・六	西建築第八 九号の四	平成 一九・七・六
不破郡垂井町宮代字北屋敷三三八番 五	五・〇	二・九〇	西建築第八 九号の五	同 七・九
揖斐郡揖斐川町和田字赤目原五四 番九	五・〇	三・〇〇	西建築第八 九号の六	同 八・九
揖斐郡池田町六之井字畑田七九八番 一	六・〇	七・四〇	西建築第八 九号の八	同 九・二

中濃建築事務所

位 置	幅員 (メートル)	延 長 率 (メートル)	指 定 番 号	年 指 月 日 定
美濃加茂市前平町一丁目二八番四	六・〇	六・四	中建築第二 六号の七	平成 一九・七・三
関市中二丁目一七四番三及び一八〇 番四	四・五	五・七	中建築第二 六号の八	同 七・三
美濃加茂市加茂野町加茂野字大久古 六二八番四	六・〇	八・〇五	中建築第二 六号の九	同 七・五
加茂郡八百津町上牧野字島貝戸三五 九番三〇	四・〇	三・五	中建築第二 六号の一〇	同 七・四
加茂郡坂祝町酒倉字平林中洲一一八 三番一六	四・〇	三・〇	中建築第二 六号の一	同 七・三
美濃加茂市加茂野町今泉字石畑九〇 二番四	六・〇	二・五〇	中建築第二 六号の二	同 八・七
関市小瀬字小坂南九九一番一	六・八	三・五	中建築第二 六号の三	同 八・二〇
関市下有知字富士裏三八〇四番四及 び三八〇四番四地先法定外公共物 (道路、水路)	六・〇	五・九	中建築第二 六号の四	同 九・七
関市下有知字高野田三三五番一三 四	六・〇	八・九	中建築第二 六号の一五	同 九・七
可児郡御嵩町御嵩字木下一七三九番 四	六・〇	四・八	中建築第二 六号の一七	同 九・三
可児郡御嵩町古屋敷字北屋敷一八九 番三の一部及び一九三番四	六・〇	三・五	中建築第二 六号の一八	同 九・二

東濃建築事務所

位 置	幅員 (メートル)	延 長 率 (メートル)	指 定 番 号	年 指 月 日 定
恵那市大井町字丸池二七二四番五二 五、二七一四番五三七及び二七一四 番五三九	六・〇	一・七四	東建築第三 八号の四	平成 一九・七・六
法定外公共物(道路) 恵那市大井町字丸池二七二四番七五 の一部、二七一四番三五二の一部、 二七一四番五二五地先及び二七一四 番五三九地先	六・〇	一・七四	東建築第三 八号の五	同 七・七
瑞浪市土岐町字上今尻六〇四七番四	六・〇	三・六	東建築第三 八号の五	同 七・七
中津川市中津川字上金一一四四番一 五、一一四四番一六、一一四四番一	六・〇	三・六	東建築第三 八号の五	同 七・七

〇から一四四番三三、一一四四番 二五、一一四四番二六、一一四八番 四、一一五〇番二、一一五三番五、 一一五三番三、一一五三番一八か ら一一五三番二一	六〇〇〇 六〇〇〇	一四、〇〇	東建築第三 八号の六	同 七、六
法定外公共物(水路) 中津川市中津川字上金(〇四二番一 六地先、一一四四番二五地先及び 一一五三番二〇地先)				
法定外公共物(道路) 中津川市中津川字上金一一五三番五 地先及び一一五三番一三三番一三 地先				

(道路の位置を示す図面は、その位置を所管する建築事務所において縦覧に供する。)

岐阜県告示六百七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、土岐市の区域内の町及び字の区域を変更した旨土岐市長から届出があったので、同条第二項の規定により告示する。これにより新たに画する町及び字の区域は左のとおりであつて、地番等は揭示場に揭示する。

新たに画する町及び字	新たに画する町及び字の区域に含まれる従前の町及び字
土岐ヶ丘二丁目	土岐津町土岐口字南山の一部、字西山の一部
土岐ヶ丘二丁目	土岐津町土岐口字小家洞の一部、字釜下の一部、字南山の一部、字西山の一部
土岐ヶ丘三丁目	土岐津町土岐口字小風の一部、字小家洞の一部、字釜下の一部、字西山の一部
土岐ヶ丘四丁目	土岐津町土岐口字西山の一部

この処分は、土岐都市計画事業土岐プラズマ・リサーチパーク第一土地区画整理事業に係る換地処分の公告のあった日の翌日から効力を生ずる。

平成十九年十月十九日

岐阜県知事 古田 肇

公 示

- 一 揭示場
東濃西部総合庁舎及び土岐市役所
- 二 揭示物
境界変更調書 その他必要な書類
- 三 揭示期間
平成十九年十月十九日から
同 年十一月九日まで

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項第四号(廃業等)の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年十月十九日

岐阜県知事 古田 肇

取消年月	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した工事業
平成十九年四月三十日	なかもむら 工務店	中村裕	関市広見九七三	般十六三 五〇二〇四	建築一式及び大工工事業
平成十九年五月十七日	ベストエクステリア	山田雄治	可児市緑ヶ丘五丁目一三二番地	般十四五 〇〇二九八	土木一式、とび・土工・コンクリート及び造園工事業
平成十九年七月三十日	東明土木開発株式会社	代表取締役 徹 纈織	可児市今渡二〇二一	特十七一 〇三〇三	土木一式、とび・土工・コンクリート、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ、造園及び水道施設工事業

指定自立支援医療機関の指定

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成十九年十月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

育成医療・更生医療に係るもの

（病院又は診療所）

名 称	所 在 地	自立支援医療を担当する診療科名	担当しようとする医療の種類	自立支援医療の種類	年 指 月 日 定
大垣市民病院	大垣市南類町四八六	形成外科	形成外科	育成・更生	平成一九・一〇・一
岐阜県厚生農業協同組合連合会中濃厚生病院	関市若草通五一	脳神経外科	脳神経外科	同	同
市立恵那病院	恵那市大井町二七二五	整形外科	整形外科	同	同
あらたに整形外科・内科	高山市冬頭町七五五	整形外科	整形外科	同	同

（薬局）

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	年 指 月 日 定
ユタカ薬局リオ	本巣市政田字上市場一四〇四	育成・更生	平成一九・一〇・一
さくら調剤薬局	瑞穂市只越九〇七三	同	同
ひまわり調剤薬局	美濃加茂市加茂野町市橋字北里一〇六九二	同	同
トイカイ薬局中津川本町店	中津川市本町四二二〇	同	同
トイカイ薬局中津川市民病院前店	中津川市駒場字西山一六六六一一五二	同	同
ハープ美濃調剤薬局	美濃市中央四三二七	同	同

ジエーシーエス調剤薬局幸店

多治見市幸町八五八三	同	同
大垣市林町六八〇二二	同	同
恵那市明智町一〇九一	同	同
恵那市大井町三八一一二	同	同
加茂郡川辺町下川辺四七五一	同	同
美濃市中央四三一六	同	同
山県市高富二四五一六	同	同
美濃加茂市古井町下古井二六九八二一三	同	同
美濃加茂市古井町下古井二五五八二一三	同	同
瑞浪市穂並二二二〇	同	同
各務原市蘇原東栄町二一〇〇	同	同

指定自立支援医療機関の変更届出

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第六十四条の規定により次の指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成十九年十月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

育成医療・更生医療に係るもの

（薬局）

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	変 更 年 指 月 日
コメノ薬局	羽島郡笠松町米野二四一一	育成・更生	平成一九・九・二〇

指定自立支援医療機関の指定辞退

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定による指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成十九年十月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

育成医療・更生医療に係るもの
(薬局)

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	年 月 日
トイカイ薬局中津川本町店	中津川市本町四二二〇	育成・更生	平成一九・九・三〇
トイカイ薬局中津川市民病院前店	中津川市駒場字西山二六六六一二五二	同	同
ジェーシーエス調剤薬局幸店	多治見市幸町八五八三	同	同
中日調剤薬局恵那店	恵那市大井町三八一一二	同	同
加茂薬局	美濃加茂市古井町下古井二六九	同	同
美濃薬局	美濃加茂市古井町下古井二五五八一三	同	同

正 誤

(原稿誤り)
平成十九年九月七日第千八百七十七号 道路の区域変更（平成十九年岐阜県告示第五

百四十三号）六六〇頁下段の表中

前	三・八 一八・五	五・五	は	前	三・八 三〇
---	-------------	-----	---	---	-----------

五	一四六・〇	の誤り。	後	三・八 三六・八	五・五	は	後	三・八 五・三	一四六・〇
---	-------	------	---	-------------	-----	---	---	------------	-------

平成十九年十月十九日印刷
平成十九年十月十九日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

印刷者
印刷所
定価一か年
四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜県尾文芸社